

声 明

新・人間裁判（生活保護基準引下処分取消請求訴訟）札幌高裁判決について

2025年3月18日

新・人間裁判原告団

新・人間裁判弁護団

いのちのとりで裁判全国アクション

生活保護引き下げにNO！全国争訟ネット

本日、札幌高等裁判所第3民事部（斉藤清文裁判長）は、新・人間裁判の控訴審において、控訴人らの控訴を認め、生活保護基準引下処分を取り消す逆転勝訴判決を言渡した。

本訴訟は、北海道内の生活保護利用者153名（提訴時）が、北海道及び各自治体を被告として、2013年から3回に分けて行われた生活保護基準の引下げを理由とする保護変更決定処分（生活保護費引下げ）の取消を求めた裁判の控訴審である。原審の札幌地裁の判決は不当にも原告の請求を棄却したが、全国29地裁で提起された同種訴訟では、国家賠償まで認めた名古屋高等裁判所を含め地裁、高裁で21件もの原告勝訴判決が出されている。高裁判決では、この判決が8つ目の判決であり、4つ目の勝訴判決である。

本判決が、生活保護基準の決定に関する厚生労働大臣の裁量を限定し、デフレ調整について、裁量の逸脱を認めたことは、高く評価する。また、本件各引下げ処分について、慎重な検討議論が必要であることを述べており、そのことは、行政の裁量権の統制として極めて重要なことであり、本件のみならず今後の保護基準の改定についても、重要な制限を課したものとして、大きな意味を持つものである。

生活保護制度は他の諸制度や諸施策と法律上、事実上連動しており、生活保護基準はナショナルミニマム（最低限保障）として生活全般に極めて重大な影響を及ぼすものである。

格差と貧困は、その拡大・固定化が進み、2013年から現在にかけてより深刻な社会問題となっている。特に、この数年は、急激な物価の上昇が庶民の生活を直撃しており、最後のセーフティネットとしての生活保護は、より社会的に重要なものと評価されている。

自民党は、政権復帰をした国政選挙で生活保護費10%削減という公約かかげた。その公約を実現する目的でなされたものが本訴訟で問題になっている生活保護基準の引下げである。被控訴人らは、物価が4.78%下落したことを引下げの根拠としていたが、物価の4.78%下落の根拠が崩れ、被控訴人ら控訴審で主張を変遷させるに至った。このことから生活保護基準引下げには十分な根拠が存在しなかったことが分かる。そのような中、裁判所が控訴人らの逆転勝訴判決をしたことは、少数者の人権を守る最後の砦である司法がその職責を果たしたものであり、高く評価できるものである。

私たちは、被控訴人らが速やかに2013年引下げ前の生活保護基準に戻し、生活保護基準を引下げられた全ての生活保護利用者に対し真摯に謝罪することを求めるとともに、本訴訟の最高裁における完全勝利まで断固として戦い抜く決意である。

以上